

[事案 2022-267] 入院給付金等支払請求

・令和5年8月17日 和解成立

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年1月から同年4月まで切迫流産により合計80日間入院（入院①）し、令和元年9月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金および入院一時金を受領した後、令和4年5月から同年8月まで切迫早産により合計84日間入院（入院②）したため、入院給付金および入院一時金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないことを理由に給付金等が支払われなかった。しかし、診断書において、実際に診断を行った医師が入院①と入院②は因果関係なしと記載しているため、両入院は医学上の因果関係はなく別入院であることから、給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①と入院②の傷病名は、同一妊娠中の流産、早産のリスクである。しかも両入院の間隔は2週間程度しかなく、関連していると考えるのが自然である。
- (2)切迫流産と切迫早産は、妊娠22週を境に分けられた出産のリスクとされ、約款備考欄の例示列举に準じた関係にあるといえる。このため、両入院は1回の入院とみなされ、約款上入院給付金の支払事由に該当しない。
- (3)診断書には、「切迫流産入院との因果関係はありません」と記載されているが、端的に相互の疾病による入院には条件関係がないことを示しただけであると考えられる。
- (4)入院②は、入院①の退院日の翌日からその日を含めて181日以降に開始した入院ではないため、約款上、新たな入院とは言えず、入院一時金の支払要件に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)約款には、「被保険者が、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病（中略）が、同一かまたは医学上重要な関係（備考）があるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。」と規定されているが、本疾病に当てはめて考えると、切迫流産と切迫早産は別の疾病である。切迫流産が切迫早産の原因となる場合には、医学上重要な関係があるといえるが、両者の間には医学上の因果関係があるとまでは言えない。その他、子宮の異常等など他の疾病の影響により、両疾病が生じる場合もありえないとはいえないが、本件ではその疑いは明らかではない。
- (2)本件の切迫流産と切迫早産に共通している点は、同一の妊娠中に発生したという点である

が、妊娠をしている状態そのものは約款所定の疾病に該当するとは言えないため、切迫流産および切迫早産との関係性を直ちに論ずることはできず、よって、同一の妊娠中の事故であるとしても、本約款の適用を認めることはできない。